

議案第18号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鹿児島県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第2条第3項」を「第2条第6項」に改める。

別表第2(2)の表中「すべて」を「全て」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「洗たく業」を「洗濯業」に改める。

別表第2(7)の表中「すべて」を「全て」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に、「中央卸売市場」を「卸売市場」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水質汚濁防止法施行令の改正等に伴い、所要の改正をしようとするものである。